（２）納入場所について

（令和８年４月１日現在）

①全国の本店、支店、出張所及び代理店で納められるところ

大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行
大分信用金庫、大分みらい信用金庫
九州労働金庫、大分県信用組合、
大分県信用農業協同組合連合会
大分県農業協同組合、大分県漁業協同組合

②九州内のゆうちょ銀行・郵便局（沖縄県を除く。）

※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局ではじめて納入される場合は、右の「郵便局指定通知書」を納入される際にご提出ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局については、納期限を過ぎると取扱いできない場合がありますので、ご注意ください。

③大分市役所　納税課（第２庁舎３階）

東部資産税事務所(鶴崎市民行政センター内)
西部資産税事務所(稙田市民行政センター内)
大南、大在、坂ノ市、佐賀関、野津原、明野の各支所
本神崎、一尺屋、今市の各連絡所

※支所・連絡所では、金融機関等の営業時間帯には近くの金融機関等での納入をお願いしております。

※納入書を利用した【スマートフォンアプリでの納入】、【クレジットカードでの納入】及び【Pay-easy（ペイジー）での納入】には対応していません。

切りとり

令和　　年　　月　　日

ゆうちょ銀行
支店・店長
郵便局長　殿

大分市長

郵便局指定通知書

貴局・貴支店(店)を地方税法第321条の５第４項の規定により、当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知します。

認可または承認番号	貯二業第６９６号
口座番号	01960－3－960101
加入者の名称	大分市役所
取りまとめ局	福岡貯金事務センター （郵便番号812－8794）